

安芸高田市 男女共同参画プラン [概要版]



はじめに

豊かで活力ある社会を築くためには、男女が対等のパートナーとして互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、あらゆる分野において、一人ひとりがその個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現が大変重要です。

また、男女共同参画社会の実現は、住民と行政の協働のまちづくりをすすめる本市の将来像「人輝く・安芸高田」の実現に欠かせない要件のひとつです。

少子・高齢化の進行、国際化、情報化の進展する中、社会のあらゆる分野において、女性が果たす役割は大きく、性別による固定的な役割や、それに基づく社会の制度や慣行等を見直し、男女共同参画を推進していく必要があります。

本市におきましても、平成16年(2004)12月に市民意識調査を実施し、「安芸高田市男女共同参画推進懇話会」において市民意識調査の結果に基づき、関係団体等の意見を聴取して具体的な実態把握に努められ、男女共同参画社会を実現するための課題と具体的な提言をいただきました。

また、この提言を基として、「安芸高田市男女共同参画プラン策定委員会」から男女共同参画社会の実現に向けて本市が取り組むべき施策のあり方について答申をいただき、この答申を受けて男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するため、このたび、「安芸高田市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

今後、このプランに掲げた施策の実行にあたっては、市民や事業者の皆様方の主体的な取り組みと連携、協力が必要であり、多くの英知と力を結集して推進していきたいと考えています。皆様方の一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定に当たり、答申に御尽力いただきました安芸高田市男女共同参画プラン策定委員の皆様をはじめ、多くの御意見をお寄せいただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成18(2006)年3月

安芸高田市長

計画策定の趣旨

「安芸高田市男女共同参画プラン」は、女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会である男女共同参画社会の実現に向けて実効性ある施策の推進を図っていくことを目的として策定するものです。

計画の性格

- このプランは、国の「男女共同参画社会基本法第14条第3項」に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものです。
- このプランは、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や施策の方向を示すものであり、行政、住民及び事業者がその実現に向けて一体となって取り組むための指針となる計画です。

計画の期間

- このプランは、平成18(2006)年度を初年度とし、平成27(2015)年度までの10年間の計画です。
- 社会経済状況の変化やプランの進捗状況に対応し、必要な見直しを図っていくものとします。

計画の基本理念

旧高田郡6町が合併した安芸高田市は、住民一人ひとりが、生き生きと輝き、暮らせる「人輝く・安芸高田」を将来像とし、その実現を目指し、まちづくりを推進しています。

「日本国憲法」における基本的人権の享有と個人の尊重、法の下での平等を基本とし、すべての住民が社会の構成員として、自らの意思で社会のあらゆる活動に参画できる機会が確保され、男女が平等に豊かに暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指していくことは、本市の将来像である「人輝く・安芸高田」を実現していくことにもつながります。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが、幅広い住民の参画を得て地域の歴史的遺産や郷土芸能など地域固有の文化を継承するとともに、「人輝く・安芸高田」として真の男女共同参画社会づくりへと発展するよう、地域社会が一体となって「安芸高田市男女共同参画プラン」の実現を図ります。

計画の基本目標

男女共同参画社会の実現を目指し、計画の基本理念に基づいて、次の4つの基本目標を掲げ、積極的に施策を推進します。

- 1. 男女平等の意識づくり**
性別に関係なく、人権が尊重され、男女平等の意識に基づいて、一人ひとりの個性と能力が発揮される社会の形成をめざします。
- 2. ともに参画する社会づくり**
男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保された社会の形成をめざします。
- 3. 自立した生き方づくり**
男女に関わりなく、人としての尊厳を保ち、社会の様々な分野に主体的に参画しながら、地域社会の中で自立した生活を送ることのできる社会です。
- 4. 安心して暮らせるまちづくり**
男女が互いの性に対して、十分理解し、健康で安全に安心して暮らせることのできる社会の形成をめざします。

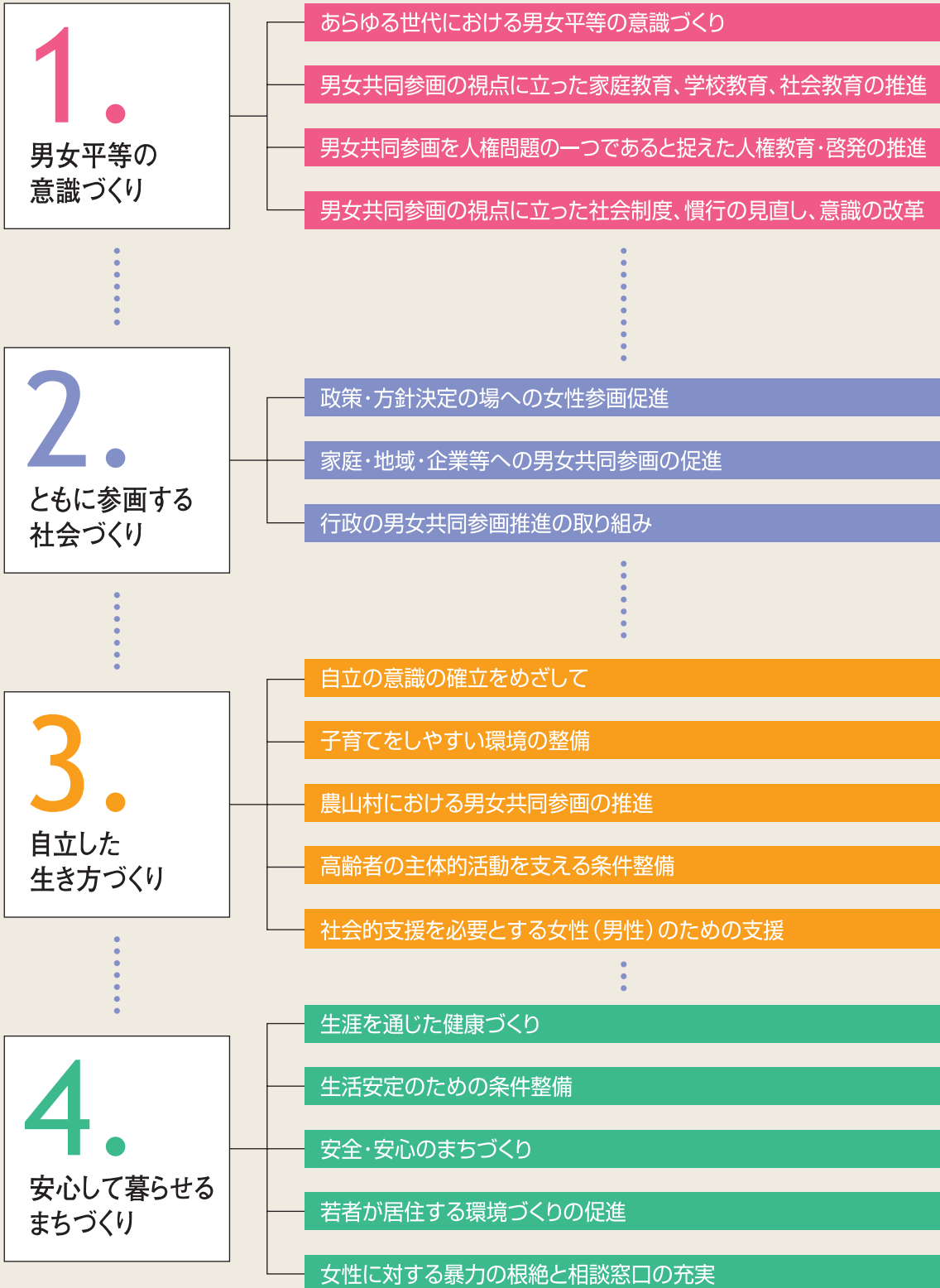
施策の体系 ●●●●

男女共同参画社会の実現を目指した施策の体系は、次のとおりです。



計画の基本目標

施策の基本方向



施策の方向 ● ● ● ●

1 ● 男女平等の意識づくり

1 あらゆる世代における男女平等の意識づくり

男女共同参画社会を実現するため、幼児期から高齢期までのすべての世代において、男女平等の意識づくりの啓発を推進するとともに、適正な情報の提供と収集に努め、男女共同参画の実現に向けた施策の充実を図ります。

具体的施策

- 広報・啓発の充実
- 情報提供・収集の充実

2 男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育、社会教育の推進

男女平等意識を広めるため、家庭や学校教育、生涯学習などにおける男女平等の視点に立った教育と学習の推進に努めるとともに、家庭・地域が相互に連携しながら日常的な啓発活動を推進します。

具体的施策

- 学校教育における男女平等の推進
- 生涯学習における男女平等の推進
- 家庭等における男女平等の推進

3 男女共同参画を人権問題の一つであると捉えた人権教育・啓発の推進

男女共同参画は、人権問題の一つであるとの基本的認識に基づいて、男女共同参画の視点に基づいた人権に対する正しい理解と認識を深めるよう、関係機関との連携による人権教育・啓発の推進を図るなど、意識改革への取り組みを強化します。

具体的施策

- 人権教育・啓発の推進
- 学習環境の充実
- 推進体制の充実

4 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、意識の改革

社会制度や地域社会の慣行にとらわれることなく、男女共同参画の視点に立って、ものごとを正しく判断し、実践していくよう、住民一人ひとりや地域社会における意識改革を促進します。

具体的施策

- 広報・啓発活動の充実
- 主体的な取り組みの支援
- 法律・制度の理解促進

2. ともに参画する社会づくり

1 政策・方針決定の場への女性参画促進

男女双方の視点に立ったものの見方や考え方を政策・方針に反映していくよう、各種委員会や審議会、その他政策・方針決定の場、行政管理職員、企業などいろいろな組織、機関などあらゆる分野での積極的な女性の参加促進を図ります。

具体的施策

- 審議会等への女性の参画促進
- 団体などへの女性登用の働きかけ進
- 女性の人材登録の促進

2 家庭・地域・企業等への男女共同参画の促進

男女共同参画社会を形成していくため、家庭での男女平等を確立するよう、男性の生活的自立を図るとともに、男女がともに責任を負う家庭のあり方についての啓発を推進します。また、地域活動への女性の参画を促進し、バランスの取れた地域社会を形成していくよう、意識啓発や活動支援を図ります。

さらに、男女が経済活動をともに担い、女性の経済的自立を促進していくため、働く場において男女平等の機会と条件が確保されるよう、女性の就労を支援する体制づくりを推進します。

具体的施策

- 家庭での男女共同参画の推進
- 地域活動への女性の参画促進
- 職場における男女平等の推進
 - 男女の機会均等の確保・待遇の改善
 - 女性の職業能力開発と就労支援
 - 多様な働き方への支援

3 行政の男女共同参画推進の取り組み

本市における男女共同参画を推進していくため、行政内部の取り組みを強化し、女性職員のあらゆる分野への参画や積極的かつ適正な登用など住民にわかりやすいかたちで、全庁的な男女共同参画を推進します。

具体的施策

- 女性職員の職域拡大
- 女性職員の管理、監督者への登用促進
- 女性職員の方針決定の場への参画促進



3 ● 自立した生き方づくり

1 自立の意識の確立をめざして

男女が、お互いに一人の人間として、自らの意思で、人生や生き方を選択し、決定することが尊重され、また、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を図ります。

具体的施策

- 男女の意識改革の推進
- 女性の自立意識の向上

2 子育てをしやすい環境の整備

男女ともに、それぞれの生活が自立でき、子育てをしやすい社会にしていくため、多様なニーズに応えた保育内容の充実を進めるとともに、子育てに関する情報や学習機会の提供や保護者の交流などを促進し、地域全体での子育て支援体制の充実を図ります。

具体的施策

- 保育の充実
- 子育て支援体制の充実
- 児童の育成環境の整備

3 農山村における男女共同参画の推進

農山村の女性の地位の向上を図るため、啓発活動等を行うとともに、女性の経営上の位置づけを明確化し、農林水産業の経営及びこれに関連する起業活動等への女性の一層の参画、農業経営者の育成などの環境整備を進めます。

具体的施策

- 女性が活動しやすい環境づくりの推進
- 経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

4 高齢者の主体的活動を支える条件整備

高齢者が地域社会において、主体的に生活していくことができるよう、高齢者の意欲と能力に応じた就業機会の確保を図ります。

また、学習機会を拡充し、社会参画と生活の安定を図るなど、高齢社会に対応した生活設計の支援の充実を図ります。

具体的施策

- 就労支援の充実
- 社会参画の推進

5 社会的支援を必要とする女性(男性)のための支援

ひとり親家庭や高齢者、障害のある人の自立を促進し、生活の安定を確保するよう、相談・情報提供の充実、就労の促進などの条件整備に努めます。

具体的施策

- 相談体制の充実
- 自立の支援

4 ● 安心して暮らせるまちづくり

1 生涯を通じた健康づくり

生涯にわたる健康づくりを支援するため、健康づくり意識の啓発に努めるとともに、健康づくりを支援する保健サービスの充実など推進体制の充実を図ります。

また、男女がお互いの性や生き方を尊重し、主体的な生き方を選択できるよう、お互いの性や自分の体を大切にしていくことを学ぶ機会の提供に努めます。

具体的施策

- 健康づくりの推進
- 生命と性の尊重

2 生活安定のための条件整備

地域における福祉意識の高揚を図りつつ、介護保険サービスの充実など高齢者施策の推進、障害のある人の権利擁護と心のバリアフリーを推進するなど住民ニーズに合わせた福祉の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザインの視点に立った高齢者や障害のある人をはじめとするすべての人に配慮した生活環境の整備を図ります。

具体的施策

- 総合的な福祉サービスの充実
- 地域福祉活動の推進
- 福祉のまちづくりの推進

3 安全・安心のまちづくり

地域の中で、すべての人が安心して暮らしていくことができるよう、子どもの安全対策の強化や、交通事故や犯罪、消費者取引トラブルの発生を防止する安全・安心のまちづくりを推進します。

また、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備を図ります。

具体的施策

- 子どもの安全の確保
- 日常生活における安全の確保
- 災害時における安全の確保

4 若者が居住する環境づくりの促進

都市的魅力と田園の安らぎが調和した本市との特性を活かし、近接する都市へのアクセスや生活環境の整備、多様な就労場の確保を推進し、UJIターンの促進による若者の定住を図ります。

また、保育や教育など地域における子育て支援の充実を図るとともに、若者のまちづくりへの参加を促進するよう、多様な活動の機会と場を提供します。

具体的施策

- 定住基盤の整備
- 定住を支える環境づくりの推進

5 女性に対する暴力の根絶と相談窓口の充実

女性への人権侵害は重大な問題であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき課題である女性に対する暴力の根絶に向け、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に努めるとともに、女性の相談窓口の充実を図り、相談しやすい環境を整備します。

具体的施策

- 女性に対する暴力の発生防止
- セクシャル・ハラスメント防止対策の充実
- 相談体制の充実

重点的な取り組み



男女共同参画社会の実現を推進していくため、特に重点的かつ優先的に取り組む重点事業として次の7事業を設定し、その積極的な推進を図ります。

リレーイベント 開催事業

各地域において、啓発事業を「リレーイベント」として、開催します。住民等を主体とする実行委員会を設置し、行政は必要な支援を行うとともに、住民等と協働し、開催します。

男性学講座 開催事業

家事・育児・介護等についての、男女の連携・協力の促進、男性の生活能力の向上による自立の促進などをめざし、企画段階からの住民参画による総合的な体系に基づいた「講座」を開催します。

定数制 導入事業

審議会や委員会等における女性委員の割合について、定数制を導入します。各審議会等の性格を踏まえつつ、できる限り、女性委員を定数の半数、5割とすることを基本目標とし、段階的に女性委員の登用、確保を増進します。

行政における 男女共同参画 率先事業

行政が率先して、男女共同参画を実現していくよう、意識啓発、女性職員の登用・職域拡大及び能力開発などの行政における総合的な男女共同参画についての基本方針を策定し、その具体化を計画的に進めます。

子育て 支援センター 運営事業

総合健康福祉センター内に子育て支援センターを整備し、子育て支援の拠点として、有効に機能するよう、その運営にあたって、住民の意見を反映した柔軟な運営体制を確立し、住民から頼りにされ、親しまれる施設とします。

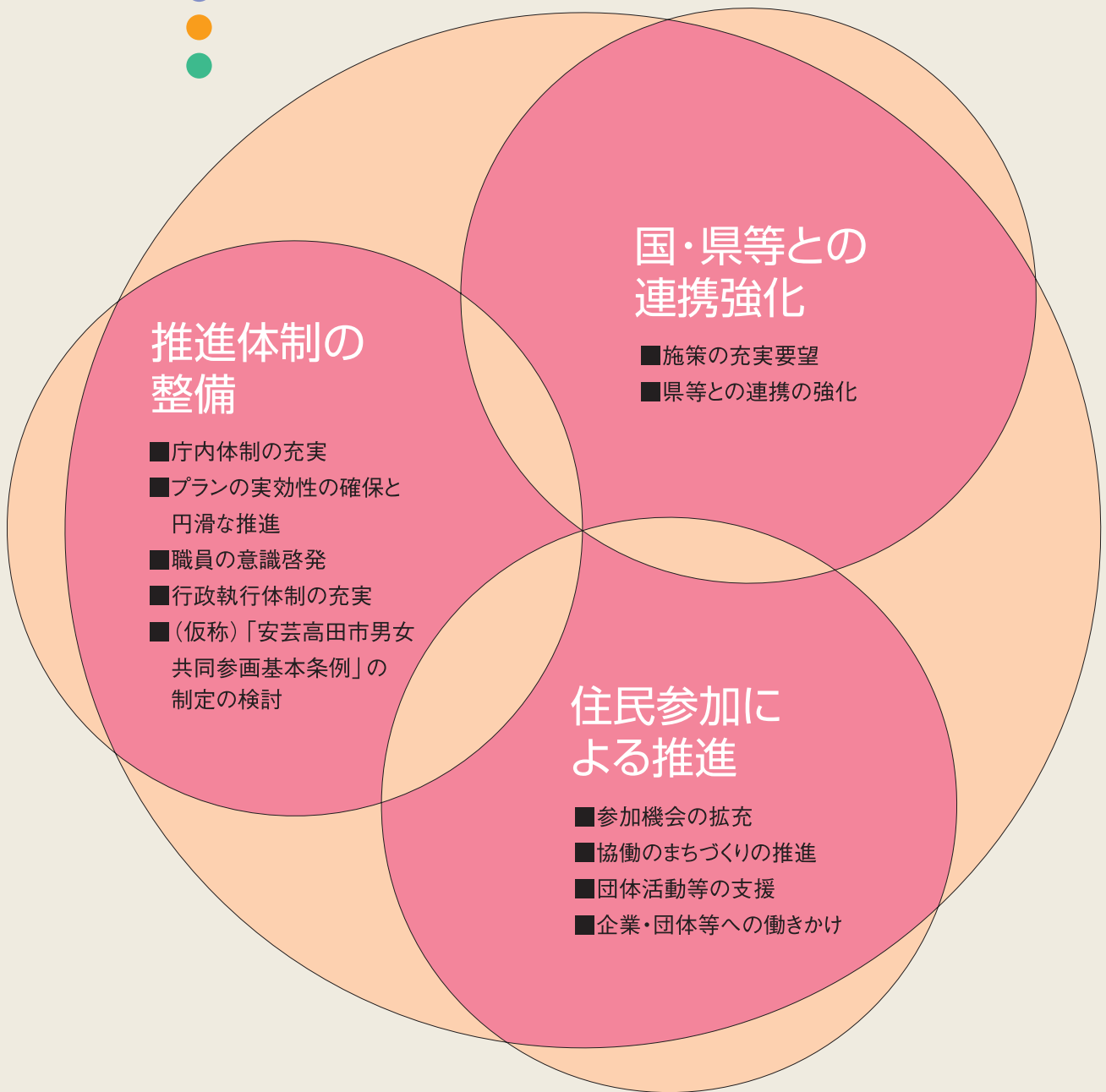
地域防災計画 見直し事業

男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備を図るため、広島県との連携を図りつつ、男女共同参画の視点に配慮した地域防災計画の見直しを計画的に進めます。

女性 ホットライン事業

暴力の発生の未然防止のための予防啓発、相談や一時保護、自立支援など被害者の実態に適切かつ迅速に対応できる総合的な体制を整備します。

計画の推進





安芸高田市
男女共同参画プラン
[概要版]

平成18(2006)年3月
安芸高田市市民部人権推進課
〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地
TEL:0826-42-1126